

令和6年度 第3回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年6月

魚沼市農業委員会

令和6年度第3回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
	○	2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸夫	
○		9	佐藤 洋一	
○		10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
○		15	櫻井 信夫	
○		16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤 勝浩	
○		森山 玲子	
○		櫻井 紀彦	

令和6年度 第3回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年6月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 7 番 星 仁右エ門 委員 8 番 星野 幸夫 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第18条第1項の規定による許可申請について 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
5		その他 閉会宣言 15 時 35 分

令和6年度 第3回魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年度第3回魚沼市農業委員会総会は、令和6年6月26日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号2番貝瀬正美委員の1名です。出席者数18名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和6年度第3回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菝澤芳子委員）

第一部会では、特に報告するようなことはありません。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

部会報告としまして、事務局長から説明がありましたが、6月24日に第2回地域計画地区別話し合いを開催。6月25日は小出地区の地区別話し合いを実施しました。

湯之谷地区につきましては、15集落のうち11集落の方が土地所有者2名、耕作者8名、その他1名というかたちで出席をいただきまして、2回目は、ほとんどさわり程度というかたちで、本格的な話し合いにつきましては7月の第2週から第3週を目途に各集落、農家組合長を中心として設定して、話し合いを開催する

というかたちをとっています。

小出地区については、昨日あったわけですが、集計はまだしていない。7月第2週、第3週を目途に開催の方向で進めてまいります。以上です。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会は、特に報告事項はありません。第3部会の皆さま、総会終了後少し相談事項がありますので、残ってくださるようお願いいたします。以上です。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会は、特にございません。

議 長（上村会長）

それでは、報告事項につきましては、事務局及び部会報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見等々ありましたら、挙手をお願いいたします。

昨日6月25日は農業会議の通常総会と、その後、市町村農業委員会会長大会がありました。そこに全国農業会議所の方が来て、いわゆる食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正というというようなことで、内容等々の説明があったわけでございます。総会、会長会議の中では、強い意見として、国はこの基本法改正の中で、食料の安全というように建前の中で、生産される農地を守る、農地を絶やすな、農地の保全というように強調されているのだけれども、肝心のその農地を動かす、それに携わる人、いわゆる農業者があつて農地が活かされるんじゃないかと、そういう意見を出されました。その基本法もおそらく細かい所もあるのだろうけれども、この25年の流れの中で変化してきているのは人の減少なんだと。人口の減少も当然なんですけれども、やはりその農地を保全するのはいいのだけれども、保全に携わる農業者を守る、その方策を念頭において政策するという強い要望を国または県の担当も来ておりましたので、そういった要望を出しました。どこまでそれが現実になるのかは別として、やはり農地を守る、それは当然のことなんだろうけれども、それは農地を携わる人間を守る、それも優先してくれというようお願いをいたしましたので、ご報告をしておきます。

その他、特にないでしょうか。

（特になし）

それでは、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に指名を一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。議席番号7番星仁右エ門委員及び議席番号8番星野幸夫委員の両名を指名いたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第 3 報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の 3 ページをご覧ください。

日程第 3 報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、今月は 9 件、23 筆、15,597.00 m²の届け出がありました。解約の理由は、貸借人への売却、農地転用、労力不足、第三者に利用権設定、契約を変更するためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第 1 号につきまして、事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第 1 号については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 3 報告第 2 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の 7 ページをご覧ください。

日程第 3 報告第 2 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、今月は 18 件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後市内の方が継続して耕作されていくものと思えます。

整理番号 3 番は相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第 2 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

「なし」の声あり。

特になさいますので、報告第 2 号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いします。

事務局（櫻井主任）

議案書の9ページをご覧ください。

日程第3報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、今月は1件の届け出がありました。

整理番号1	申請地	*****	田	162 m ²
	申請人	*****		
	転用目的	農機具格納庫		

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第3号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第18条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（森山係長）

議案書の11ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第18条第1項の規定による許可申請について、今月は1件2筆3,368 m²の申請がありました。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計3,368 m ²
	賃貸人	*****		
	賃借人	*****		

本件は、農地の賃貸借契約を解約するための許可を受ける申請であります。農地の賃貸借の解約については、毎月の総会においての報告事項として農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知がありますが、こちらは農地の所有者と耕作者の合意による解約であります。しかし、両者合意による解約が出来ないため、当事者一方による申請で許可を受けて賃貸借契約を解約するのが、農地法第18条第1項

の規定による許可申請になります。

本案件は、所有者が死亡し、その法定相続人が全員相続放棄したため、所有者が不明の状態になり、合意の解約が出来ないため申請があったものです。

申請地は、令和3年より賃貸借契約をされていた農地であります。既に所有者が亡くなっていたため、相続人を賃貸人として契約を結んでいましたが、後に法定相続人全員が相続放棄し、賃借人は小作料の支払い相手がいない状態になりました。このことから、賃借人から解約許可の申請があったものです。

なお、本総会で許可相当と承認された後は、7月に行われる新潟県農業会議の常設審議委員会に意見照会を行い、解約の異論がなければ農業委員会会長名で許可処分を行うものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

ということは、これから耕作をする人が居なくなるという理解でよろしいのでしょうか。そうすると今後どうなるのでしょうか。

事務局（森山係長）

賃借人は今後も申請地の耕作を希望しておりますので、所有者不明農地制度を活用して耕作する予定です。この所有者不明農地制度というのは、所有者不明農地の利活用を促進するため、農業委員会の相続人の探索・公示手続を経て、農地バンクへの利用権設定ができるものです。この解約の許可後、農地バンクから農地借受けの手続きに入る予定となっております。以上です。

議長（上村会長）

いずれにせよ、次の耕作者はいるということでもいいと。

この件に関しては、相続放棄によって所有者が不明になって、こういった手続きがされるということでご了解をいただきたいと思います。

また毎月行われる常設審議委員会で審議されることになりますが、お諮りいたします。

議案第1号農地法第18条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、魚沼市農業委員会としては許可相当というようなことで県の常設審議委員会に挙げさせていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の13ページをご覧ください。

日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買5件、使用貸借権設定2件です。

整理番号1 申請地 **** 田 56 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、耕作便利のためです。申請地は譲受人により以前より耕作されていましたが、譲受人所有農地に隣接しており耕作便利のため、この度、譲渡人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 田 146 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、耕作便利のためです。申請地は譲受人の農地に隣接しており耕作便利のため、この度、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、また経験年数もありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 **** 田 108 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模拡大のためです。申請地は譲受人が以前より耕作していましたが、譲受人所有農地に隣接しており、この度、譲渡人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 **** 畑ほか1筆 合計 729 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模拡大のためです。譲渡人は高齢になり作業が出来ないため、この度、申請地の隣接地に居住する譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 **** 田ほか1筆 合計 1,231 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、経営規模拡大のためです。譲渡人は高齢になり規模縮小のため、この度、譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。取得後は作業委託を行いながら耕作をしていくとのことです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6番・7番は、農業者年金受給に伴う使用貸借権設定です。

以上、整理番号1番から7番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

それでは、議案第2号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星仁右エ門委員

整理番号1番ですが、6月18日朝8時に星推進委員と2人で譲受人宅に伺い、現地確認を行っております。現地は自宅前の農作業所に隣接している様子でした。地目は田ですけれども、現在は野菜が植えられておまして徹底管理されておりました。あとは、事務局の説明どおりです。

小岩孝徳委員

整理番号2番ですが、6月23日午前8時半に志田推進委員と現地確認を行いました。譲受人と譲渡人にも立ち会っていただきました。そこで現地確認したところ、小さい田んぼではありましたが、現在も耕作されており、売買後も耕作していくということでしたので、問題ないものと思われれます。

星野幸夫委員

整理番号3番ですが、6月22日に仲丸推進委員と私の2名で譲受人と譲渡人の両者立会いで現地を確認いたしました。譲受人は対象農地を今後も田として活用していく計画だそうです。今現在は自家用野菜が少し植えられている状態でした。なお譲受人は農業経験も長く、農地として活用することに何の問題もないものと考えます。以上です。

小幡中治委員

整理番号4番ですが、6月18日、矢久保推進委員と2人で、譲受人、譲渡人を伺い、話を聞いてきました。申請地は整備されていて、稲が植えてあって確実に耕作をされています。譲受人は4町歩ほど耕作をして、農機具も所有しており、これからも耕作していけるものと思います。なお、申請地につきましては、境界が不明な点もあって、再測量をしたという話がありました。その他問題等ありませんでした。

阿達正委員

整理番号5番ですが、先日譲受人と電話で連絡を取りました。少し対価が高か

ったのですが、譲渡人と譲受人は譲渡人が分家で譲受人が本家という、本家分家の関係だそうです。どうしても購入してほしいという分家の諸事情により、この値段になっております。現地確認しましたら、すでにしっかり植えてあります。今後も譲受人は田んぼとして活用していくということを明言しておりました。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号5番について、やはり売買価格が疑問だったのですが、阿達委員の話を知ったら、ある程度理解しましたので問題ないと思います。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についての所有権移転売買に関する整理番号1番から5番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権に係る整理番号6番・7番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から7番まで異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	35 m ²
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		

譲受人 *****
申請概要 庭敷地を拡張し、宅地と一体的利用をするもの
転用目的 庭敷地拡張
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は*****地内の農地です。譲受人の所有する宅地に隣接する農地であり、利便性の高さから譲受人が隣接の宅地を購入する以前の昭和 60 年頃にコンクリートを打設し、宅地部分と一体的に庭敷地として利用されてきました。この度、所有権を移転することから申請があったものです。

なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。申請地については、今後も引き続き現状のまま譲受人の庭敷地として利用します。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号 1 番ですが、先日現地確認に行ってきました。事務局の説明どおり昭和 60 年頃からも隣接農地も自分の土地としてコンクリート敷地になっていたということで、そのまま今日に至ったということで、始末書の提出がありました。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 1 番ついて、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 4 号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の19ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は5件、11筆、合計4,479㎡です。以下、個別にご説明いたします。

整理番号1 申請地 **** 田ほか3筆 合計2,357㎡
新地目 原野及び山林
申請人 ****
非農地の原因 平成年月日不詳より耕作放棄。いずれの地も中山間地にあり、隣接する山林と一体原野化し、雑草雑木が繁茂している。また周辺では熊の出没も確認されており、周辺環境と相まって農地としての利用は困難。耕作不適・耕作不便。

整理番号2 申請地 **** 田 698㎡
新地目 原野
申請人 ****
非農地の原因 20年以上前から耕作放棄。また平成21年には土砂崩れが発生し、耕作困難となった。林野に隣接しており雑草雑木が繁茂。現地までの道は狭く、農耕車両通行不能。耕作不適、耕作不便。

整理番号3番及び4番については、申請者は同一人ですが、非農地の申請原因が異なっており、それぞれ申請があったため、整理番号を分けております。

整理番号3 申請地 **** 畑ほか2筆 合計1,054㎡
新地目 山林
申請人 ****
非農地の原因 昭和年月日不詳より耕作放棄。いずれの土地も林野に隣接しており、雑草雑木が繁茂。不整形、傾斜地であり、接道がなく農耕車両通行不能。耕作不適・耕作不便。

整理番号4 申請地 **** 畑ほか1筆 合計253㎡
新地目 原野
申請人 ****
非農地の原因 面積小、傾斜、細長の不整形であり、作業効率悪。雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。

整理番号5 申請地 **** 畑 117㎡
新地目 原野
申請人 ****
非農地の原因 昭和年月日不詳より耕作放棄。面積小、傾斜、不整形地。林野に隣接し、接道もなく農耕車両通行不能。雑草雑木が繁茂。耕作不適、耕作不便。

以上、5件につきまして、現地確認の状況から変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番から5番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	16件
	筆数	60筆
	面積	41,286.00 m ²

所有権移転	件数	3件
	筆数	15筆
	面積	6,442.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、28ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか7筆
			合計2,915 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	

所有権移転 売買	対価	*****円
整理番号5-2 所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆
	合計	868 m ²
所有権を移転する者	*****	
所有権の移転を受ける者	*****	
所有権移転 売買	対価	*****円
整理番号5-3 所有権を移転する農用地	*****	田ほか4筆
	合計	2,659 m ²
所有権を移転する者	*****	

所有権の移転を受ける者	*****	
所有権移転 贈与		

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他 事務の実施状況の公表について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

議案書の29ページになります。

令和5年度農業委員会の農地利用の推進の状況その他事務の実施状況を決定いただき、今後公表してよいかの意見を求めるものであります。いわゆる令和5年度の農業委員会の活動実績報告になりますが、委員の皆さんの点検・評価の結果や事務の実施状況等を入れていきます。

31 ページの 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積をご覧ください。③実績ですが、今年度末の集積率の目標 68.6%に対して、実績は 69.0%となっており、達成率は 100.6%でした。ほ場整備の実施地区などもあり、農地集積は推進できたという結果でありました。

(2) 遊休農地の発生防止・解消については、32 ページ中段の④その他になります。農業委員の点検結果として 8 月から 9 月に重点農地パトロールを実施してもらい、日常活動の中でも農地の見守り活動に努めていただきました。

(3) 新規参入の促進については、33 ページ上段になります。こちらは 1 経営体の参入があり、地域の担い手として期待されるところであります。

同じページ、2 最適化活動の活動目標 (2) 活動強化月間の設定として目標どおり年 3 回実施しました。

34 ページの (3) 新規相談会への参加は目標どおり 1 回参加しました。

下段の目標の達成状況の標語であります。農業委員会全体の評価として目標に対して期待を上回る結果が得られたという評価になっています。

35 ページについては許可事務の処理件数等の事務の実施状況報告となっております。以上、簡単にご説明申し上げます。

議長 (上村会長)

令和 5 年度の農業委員会の活動ということの公表ということでございます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですのでお諮りします。議案第 6 号令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、この説明に基づきまして公表をさせていただきます。

その他

事務局 (斎藤事務局長)

- ・ 7 月 10 日の全体農地パトロールについて
- ・ 市町村農業委員会代表者研修会の参加について
- ・ 地域計画の話し合いについて

議長 (上村会長)

それでは、本日総会に提案いたしました報告並びに議案事項につきましては、慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

(時刻は 15 時 35 分)

上記会議の内容は、令和6年度第3回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 7 番

議席番号 8 番
